

## 第6回 静岡県地域公共交通活性化協議会 議事概要

日 時 令和6年3月15日（金）  
13:30～15:30  
場 所 県庁西館4階第1会議室  
（オンライン併用）  
出席者 委員名簿のとおり

### 1 開会

### 2 議事

- (1) “ふじのくに” 地域公共交通計画（案）
- (2) 静岡県地域公共交通活性化協議会設置規約の一部改正及びバス専門部会設置に関する規定について

### 3 報告

- (1) 計画策定業務委託の契約変更について
- (2) 静岡県議会地域公共交通対策特別委員会における提言

### 4 会議の内容（議事要旨）

#### 【議事1 “ふじのくに” 地域公共交通計画（案）

事務局より資料1-1、資料1-2、資料1-3、資料1-4の説明

（学識経験者 鈴木先生）

- 資料1-3のP87 県内地域公共交通のあゆみについて補足する。これは交通事業者からの回答を基に作成しているため、一部交通事業者の記載がないなど粗密がある。交通事業者は、記載内容を確認し、追加したい記事があれば、事務局に寄せていただきたい。

（事務局）

- 追加したい記事があれば、3月22日（金）までに連絡いただきたい。

（学識経験者 鈴木先生）

- 概要版P3の県民へのメッセージが「である体」となっているが、本編に合わせて「です体」へと修正していただきたい。

**(事務局)**

- 意見を踏まえて修正する。

**(道路局 山梨代理)**

- 資料 1-3 の P28 東部地域の概況について、新富士駅と富士駅が接続されていないなどの説明文があるが、図面からは読み取れない。

**(事務局)**

- 図面で表現しきれないものを説明文で補おうとしたもの。

**(道路局 山梨代理)**

- 資料 1-3 の P124 「県民のみなさまへ」の中に「交通事業者が運賃収入と行政の支援だけで事業を存続させることは限界に達している」とあるが、P33 バスの運行概要からは、行政の支援が不足しているように思われる。県の補助制度に関する記載を追加してはどうか。

**(事務局)**

- 庁内調整の結果、令和7年度以降の補助制度については、本計画に盛り込むことができなかった。

**(道路局 山梨代理)**

- 資料 1-3 の P115 伊豆地域の課題と、巻末資料 P24 にある伊豆地域公共交通計画との整合は図られているか。

**(事務局)**

- 伊豆地域公共交通計画では、観光面のほかにも、交通空白地の解消など複数の課題を取り上げているが、本計画では、令和4年度以降重ねてきた伊豆地域分科会での議論を踏まえ、観光面にクローズアップした。

**(道路局 山梨代理)**

- 資料 1-3 の P122 長期的な目標のうち「⑤みんなが愛する地域の誇り」は、どの課題と対応するのか。

**(事務局)**

- AからEまでのすべての課題に対応するものだと考えている。

**(道路局 山梨代理)**

- 資料 1-3 の P129 のうち「②自家用車から公共交通への利用転換につながるイベントの実施」の取組内容すべてが共催となっているが、これは1つのイベントに全員が参加するということか。あるいは、各取組主体がそれぞれ実施するということか。

**(事務局)**

- イベントについては、県全体のもの、複数市町にまたがる地域のもの、市町内で完結するものがあり、イベントの規模に応じて、参加する取組主体も異なると考えている。大切なことは、国、県、市町及び交通事業者が一体となって取り組むことだ。

**(中部運輸局 勝山代理)**

- 今年1月に中部運輸局で実施した「地域公共交通確保維持改善事業及び地域公共交通計画第三者評価委員会」の内容を、令和6年度第1回県地域公共交通活性化協議会で共有いただきたい。

**(事務局)**

- 御意見承った。

**(中部運輸局 勝山代理)**

- 評価委員会を設置することには賛成だ。さて、評価委員会で評価する中で、市町をまたぐ広域での取組が必要となったとき、この評価委員会は、こうした広域での取組の実施主体になりうるのか。

**(事務局)**

- 事務局のイメージでは、評価委員会は評価を行う組織であり、問題解消の取組を検討、実施する組織だとは考えていなかった。計画の実現に繋がるよう、評価委員会の役割については、これから検討していく。

**(会長)**

- 評価委員会の形については、いただいた意見を踏まえて更に検討し、令和6年度第1回協議会に諮ることとしたい。せっかく作る委員会であるので、より良いものにしたい。

**(中部運輸局 勝山代理)**

- 資料 1-1 の P11 2040 年頃の展望に関するパブリックコメントへの対応は、意見者の期待する回答になっていない。都市間交通の充実といったものではなく、生活交通の確保に関する回答とすべき。

**(事務局)**

○意見を踏まえ、対応の記載を改める。

**(学識経験者 宇都宮先生)**

- 計画の策定に当たって、バックキャストやSUMPの概念を取り込んだことを評価したい。
- 今後、計画期間の5年間で、具体的に何をしたかをチェックすることが重要だ。具体的な取組が、静岡県を目指す2040年頃の展望への一歩となることを示してほしい。
- 資料1-3のP123以降で掲げる大まかな施策を、今後どう具体化するかを整理したうえで、6月の協議会に望んでほしい。
- パブリックコメントにもあったように、きちんと使える地域公共交通となるよう取り組むことを期待している。

**(学識経験者 鈴木先生)**

- 多岐にわたる施策をとりまとめており、県の計画としてそれなりのものができたと評価したい。
- 計画の策定には労力を要したと思うが、この協議会には、ここからがスタートだと思って進んでほしい。
- 県は、計画を立て、公共交通を役立てるという意思表示をすべきだ。そのためには、公共交通について、県民に十分知ってもらうことが必要だ。計画の初年度には、この周知に取り組むのが良い。
- 周知の一歩として、イベントの開催は有効だ。山梨県では、県主導で、年に1回、公共交通フェスティバルを開催している。公共交通に親しんでもらうことが必要だ。

**(学識経験者 伊豆原先生)**

- 本計画に各種事業を掲げた以上、丁寧に展開していただきたい。事業は必ず振り返り、丁寧に進めていくことが重要だ。
- 公共交通をみんなで議論しようとする仕組みは、ここ20年程でようやくできたもの。公共交通の提供側と受け手側との交流や情報交換が大切だ。この交流や情報交換を、定期的に丁寧に続けていくことで、何らかの答えが導き出せるだろう。

**(座長 (学識経験者 伊豆原先生))**

- 計画案について、P111の2040年頃の展望以外では、特に修正を求める意見はなかった。当該ページの記述については、パブリックコメントへの回答と併せて、若干の修正を加えることで、計画を決定することとしたい。

**【議事 2 静岡県地域公共交通活性化協議会設置規約の一部改正及びバス専門部会設置に関する規定について】**

事務局より資料 2-1、資料 2-2 の説明

(特に意見なし)

**【報告 1 計画策定業務委託の契約変更について】**

事務局より報告 1 の説明

(特に意見なし)

**【報告 2 静岡県議会地域公共交通対策特別委員会における提言】**

事務局より報告 2 の説明

(学識経験者 宇都宮先生)

○提言の中に上下分離についての記載があるが、現時点の大きな方向性を伺いたい。

(事務局)

○この提言は2月20日にあったもの。この提言に対する措置については、来年度以降、特別委員会に報告する予定であり、本協議会にもこの報告結果を共有する。

(学識経験者 宇都宮先生)

○提言の中では、脱炭素、使える公共交通についても盛り込まれている。これらもしっかり検討し、本計画の実現に繋げてほしい。次回協議会で話題になればよい。